



岐阜労働局発表
令和3年7月29日(木)

岐阜労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官	平林 健生
室長補佐(指導担当)	永田 陽一
労働紛争調整官	若田 丈雄
電話	058-245-8124
FAX	058-245-2015

「令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況」を公表します

～ 総合労働相談件数は過去最多 ～

民事上の労働相談は、依然として、いじめ・嫌がらせがトップ
個別労働紛争解決援助制度の申請では、雇止め、解雇が急増

岐阜労働局(局長 畑俊一)は、このたび、「令和2年度個別労働紛争解決制度」の施行状況をまとめましたので、公表します。

県内8カ所に設置している総合労働相談コーナーで、令和2年度中に受け付けた労働相談の件数は、過去最多であった一昨年度を更に上回る 20,324件となりました。令和2年2月13日から新型コロナウイルス感染症に係る特別労働相談窓口を開設しており、関連する相談が多く寄せられたことが影響しています。

また、民事上の労働紛争に関する相談では「いじめ・嫌がらせ」を内容とするものが 1,295件と全体の24.9%(前年度28.8%)を占め、依然として最多となっています。

個別労働紛争解決援助制度の申請は、新型コロナウイルスの影響により、助言指導では雇止めに関する紛争が、あっせんでは解雇に係る紛争が急増しました。

【令和2年度の労働相談、助言・指導、あっせんの状況】

・総合労働相談件数(※1)	20,324件(前年度比	7.8%増)
→うち民事上の個別労働紛争相談件数(※2)	4,030件(同	1.7%増)
・助言・指導申出件数(※3)	81件(同	16.5%減)
・あっせん申請件数(※4)	64件(同	4.9%増)

※1「総合労働相談」とは、労働問題に関するあらゆる相談で、法令・制度の問い合わせ、法令違反に該当する相談を含む。

※2「民事上の個別労働紛争相談」とは、※1の相談のうち、労働条件その他労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争で、法令違反には該当しない民事上のトラブルに係る相談

※3「助言・指導」とは、民事上の個別労働紛争について、岐阜労働局の職員が、紛争当事者に対して解決の方法を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度

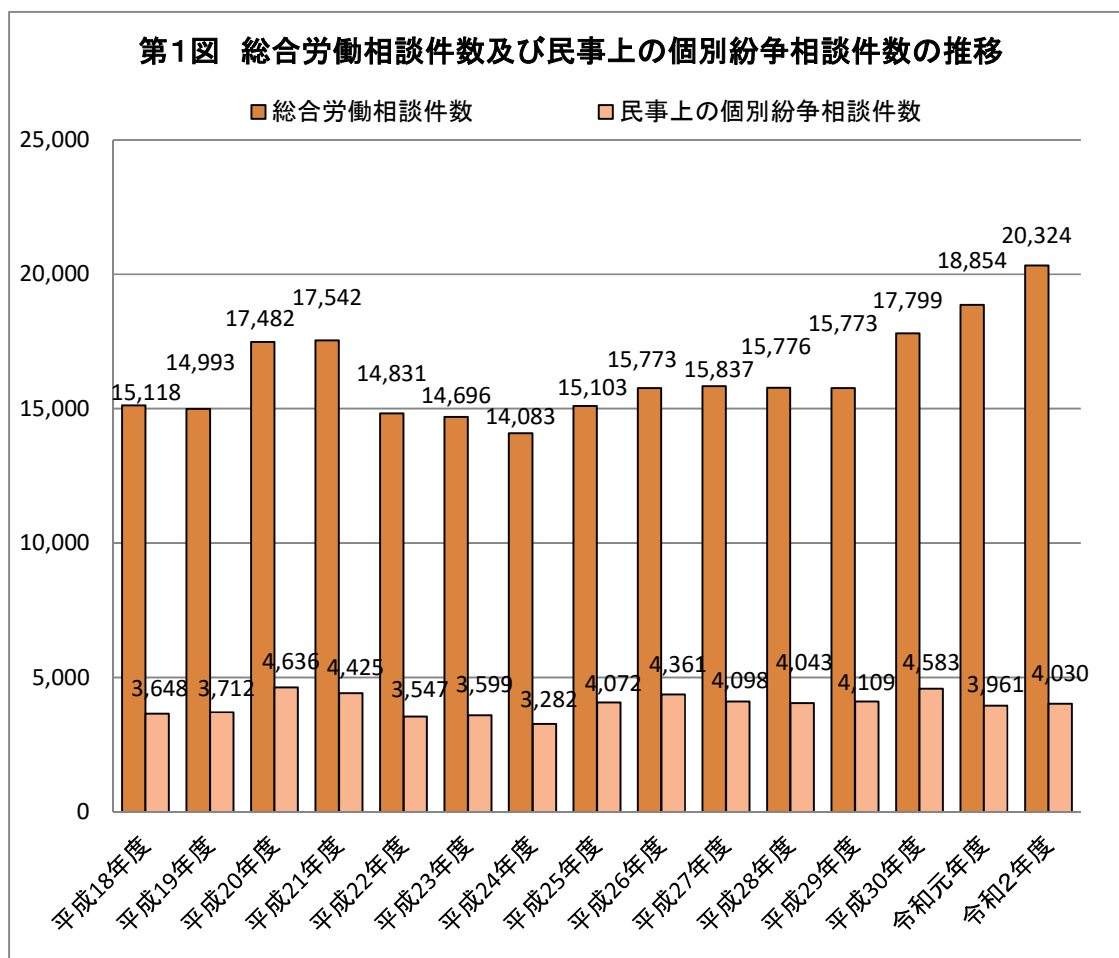
※4「あっせん」とは、※2の相談のうち、弁護士や大学教授などの労働問題の専門家により組織された紛争調整委員会の委員のうち指名されたあっせん委員が紛争当事者の間に入り、双方の主張の要点を確認し、円満な紛争の解決を図る制度。双方から求められた場合には、両者が探るべき具体的なあっせん案を提示する。

1 総合労働相談の状況

○ 令和2年度の総合労働相談件数は、20,324件と平成13年の制度開始以降、過去最多となった。

令和2年2月13日から新型コロナウイルス感染症に係る特別労働相談窓口を開設しており、関連する労働相談が多く寄せられたことが影響している。

民事上の個別紛争相談件数についても、4,000件前後を推移し高止まりしている。



※ 「民事上の個別労働紛争」とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に係るものを除く)。

2 民事上の個別労働紛争相談

(1) 第1表 最近 5カ年度の相談件数、相談内容の内訳

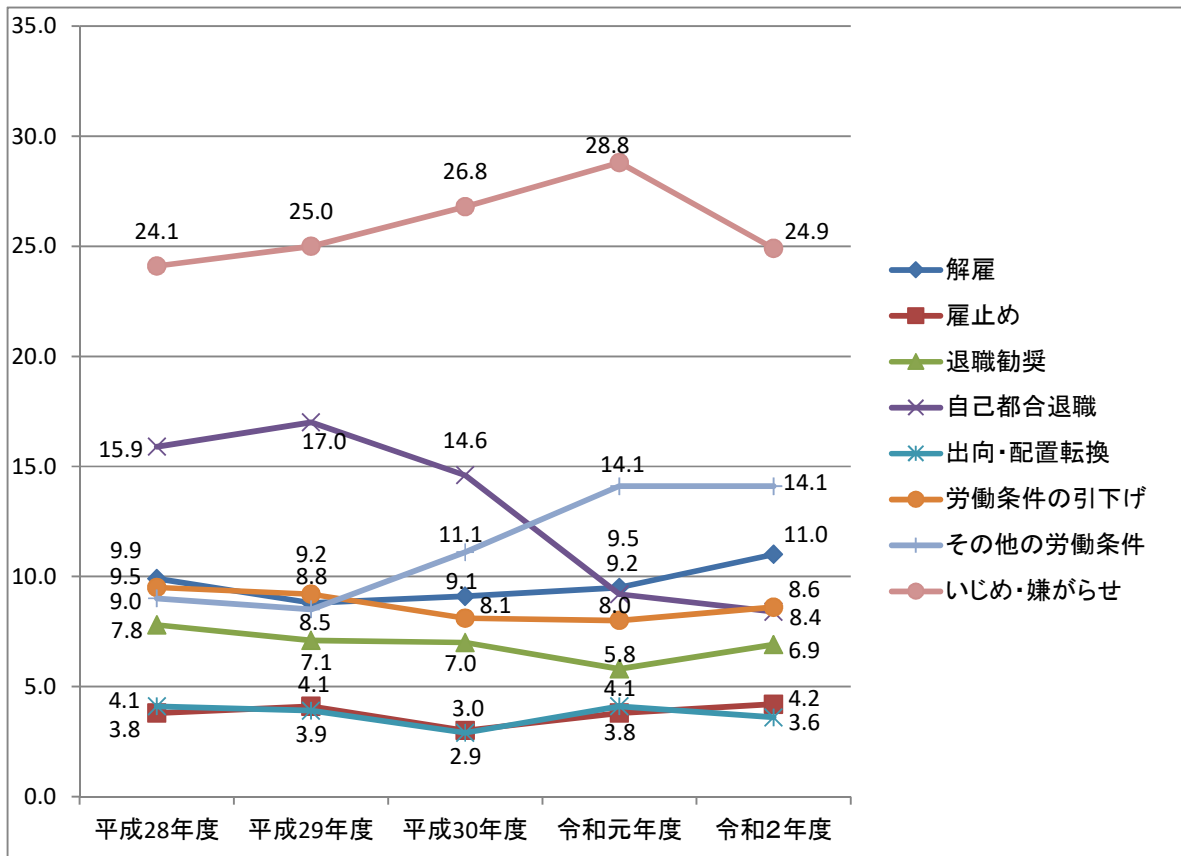
	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定取消	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	雇用管理等	募集・採用	その他	内訳延べ合計件数
平成28年度	530	201	415	15	848	218	508	482	1290	44	38	754	5,343
	9.9%	3.8%	7.8%	0.3%	15.9%	4.1%	9.5%	9.0%	24.1%	0.8%	0.7%	14.1%	100.0%
平成29年度	478	219	384	22	917	209	500	459	1,351	59	36	773	5,407
	8.8%	4.1%	7.1%	0.4%	17.0%	3.9%	9.2%	8.5%	25.0%	1.1%	0.7%	14.3%	100.0%
平成30年度	530	175	407	27	848	167	469	647	1,554	77	47	854	5,802
	9.1%	3.0%	7.0%	0.5%	14.6%	2.9%	8.1%	11.2%	26.8%	1.3%	0.8%	14.7%	100.0%
令和元年度	479	192	291	27	462	208	402	709	1451	41	40	744	5,046
	9.5%	3.8%	5.8%	0.5%	9.2%	4.1%	8.0%	14.1%	28.8%	0.8%	0.8%	14.7%	100.0%
令和2年度	572	220	360	29	439	188	448	736	1295	20	28	873	5,208
	11.0%	4.2%	6.9%	0.6%	8.4%	3.6%	8.6%	14.1%	24.9%	0.4%	0.5%	16.8%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。

下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

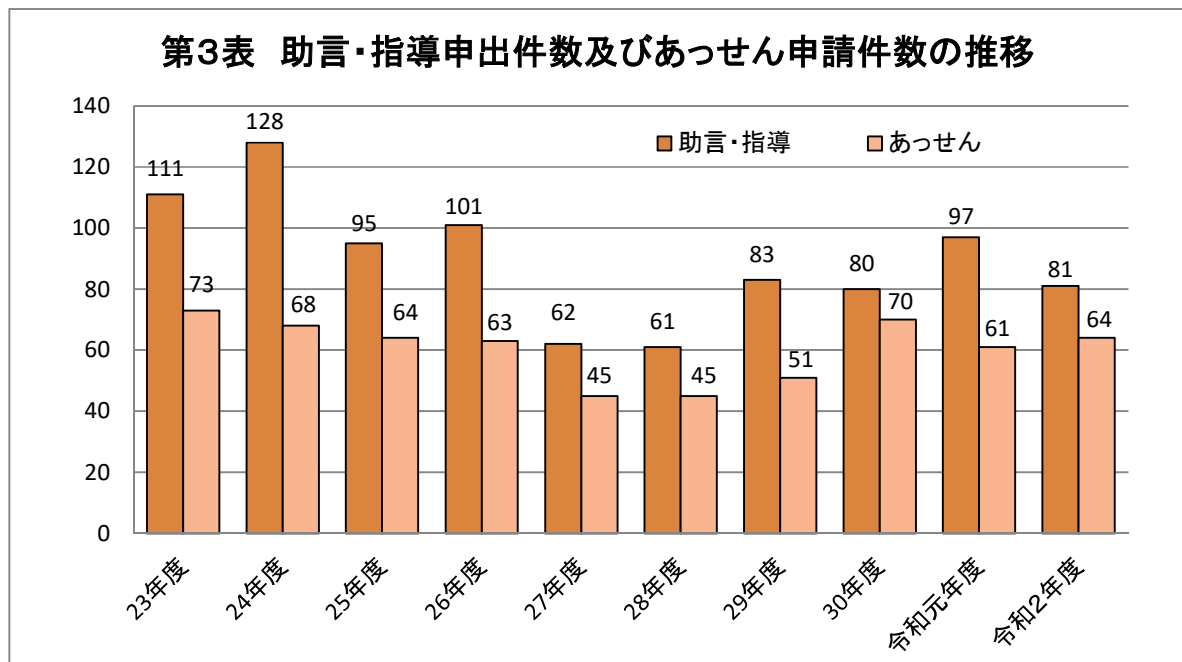
(2) 第2表 件数の多い相談内容別の変遷



(3) 民事上の個別労働相談内容の特徴

- 相談の内訳は、多いものから『いじめ・嫌がらせ』が1,295件(24.9%)、『解雇』が572件(11.0%)、『自己都合退職』が439件(8.4%)、『労働条件の引下げ』が448件(8.6%)となっている(第1表・第2表参照)。
- いずれの年度においても、『いじめ・嫌がらせ』の割合が最も高い。
- 相談者の種類では、労働者(求職者を含む)が3,286件(81.5%)と大半を占めており、事業主からの相談は345件(8.6%)であった。
- 相談者の労働者の就労形態は、『正社員』が1,084件(26.9%)、『パート・アルバイト』が456件(11.3%)、『期間契約社員』が329件(8.2%)、『派遣労働者』が384件(9.5%)となっている。

3 岐阜労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況



- 民事上の個別労働紛争の解決を図るため、岐阜労働局では、
 - ① 岐阜労働局長により助言・指導
 - ② 紛争調整委員会によるあっせんを運用している。
- 助言・指導申出件数は前年度に比べて16件減少し81件、あっせん申請件数は前年度から3件増加し64件であった(第3表参照)。

4 労働局長による助言・指導

令和2年度の助言・指導の申出の内訳を見ると、『いじめ・嫌がらせ』が16件と最も多く、ここ数年でも最多で推移している。

また、新型コロナウイルスの影響もあり、『雇止め』に係る申出件数が急増した。

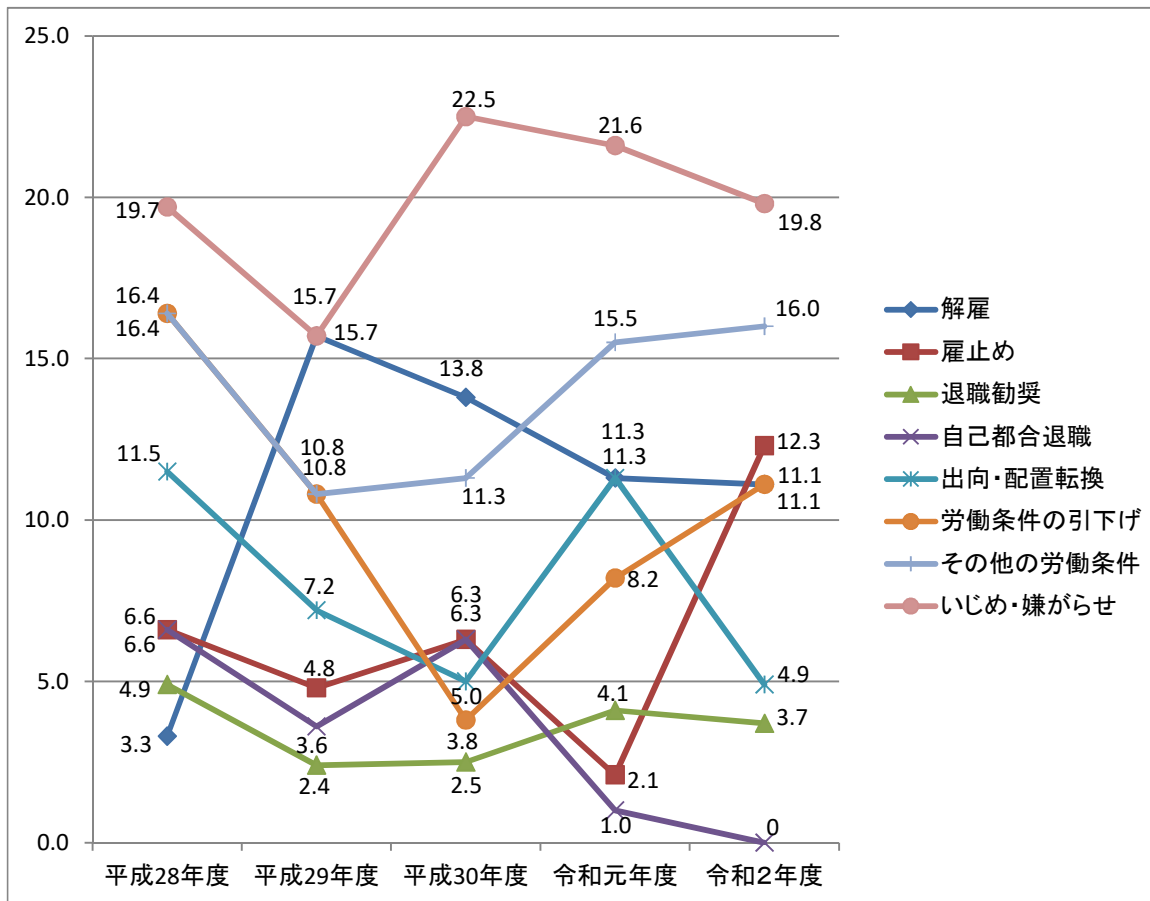
(1) 第4表 最近5カ年度の 助言・指導申出件数の内訳

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定取消	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	雇用管理等	募集・採用	その他	内訳延べ合計件数
平成28年度	2 3.3%	4 6.6%	3 4.9%	0 0.0%	4 6.6%	7 11.5%	10 16.4%	10 16.4%	12 19.7%	3 4.9%	1 1.6%	5 8.2%	61 100.0%
平成29年度	13 15.7%	4 4.8%	2 2.4%	1 1.2%	3 3.6%	6 7.2%	9 10.8%	9 10.8%	13 15.7%	10 12.0%	2 2.4%	11 13.3%	83 100.0%
平成30年度	11 13.8%	5 6.3%	2 2.5%	1 1.3%	5 6.3%	4 5.0%	3 3.8%	9 11.3%	18 22.5%	13 16.3%	1 1.3%	8 10.0%	80 100.0%
令和元年度	11 11.3%	2 2.1%	4 4.1%	0 0.0%	1 1.0%	11 11.3%	8 8.2%	15 15.5%	21 21.6%	0 0.0%	2 2.1%	22 22.7%	97 100.0%
令和2年度	9 11.1%	10 12.3%	3 3.7%	1 1.2%	0 0.0%	4 4.9%	9 11.1%	13 16.0%	16 19.8%	0 0.0%	0 0.0%	16 19.8%	81 100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。

下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(2) 第5表 申出件数の多い内容別の変遷(助言・指導)



5 紛争調整委員会によるあっせん

令和2年度にあっせんの申請がされた労働紛争の内容は、『いじめ・嫌がらせ』『解雇』が、いずれも24件(37.5%)と最も多かった。

『いじめ・嫌がらせ』は、ここ数年、最も多い数値で推移している。また、『解雇』は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年から倍増した。

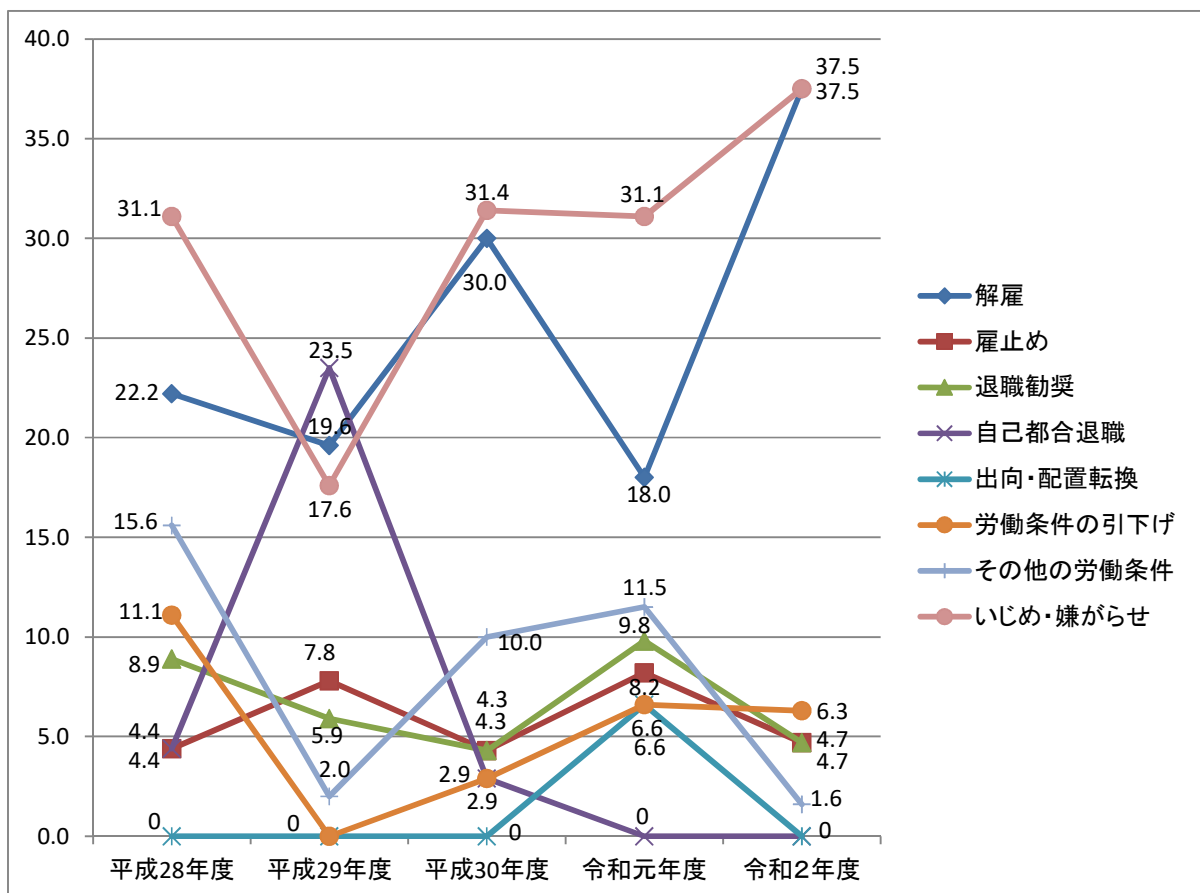
(1) 第6表 最近5カ年度の あっせん申請件数の内訳

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定取消	自己都合退職	出向・配置転換	労働条件の引下げ	その他の労働条件	いじめ・嫌がらせ	雇用管理等	その他	内訳延べ合計件数
平成28年度	10 22.2%	2 4.4%	4 8.9%	1 2.2%	2 4.4%	0 0.0%	5 11.1%	7 15.6%	14 31.1%	0 0.0%	0 0.0%	45 100.0%
平成29年度	10 19.6%	4 7.8%	3 5.9%	2 3.9%	12 23.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	9 17.6%	6 11.8%	4 7.8%	51 100.0%
平成30年度	21 30.0%	3 4.3%	3 4.3%	3 4.3%	2 2.9%	0 0.0%	2 2.9%	7 10.0%	22 31.4%	3 4.3%	4 5.7%	70 100.0%
令和元年度	11 18.0%	5 8.2%	6 9.8%	3 4.9%	0 0.0%	4 6.6%	4 6.6%	7 11.5%	19 31.1%	0 0.0%	2 3.3%	61 100.0%
令和2年度	24 37.5%	3 4.7%	3 4.7%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	4 6.3%	1 1.6%	24 37.5%	0 0.0%	4 6.3%	64 100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。

下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(2) 第7表 申請内容別の変遷(あっせん)



6 助言・指導、及びあっせんの実施結果について

助言・指導は、全数を1か月以内に実施。

あっせんを実施した事案の 54.1% が合意。

【助言・指導】

令和2年度に助言・指導の申出があった 81 件のうち、取下げ、移送を除き、実際に助言・指導を実施した件数は 79 件であった。

第8表 助言・指導 処理実績の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処 理 件 数	60	78	78	97	81
実 施 件 数	59	77	73	96	79
1か月以内実施件数	60	78	76	92	79
1か月以内実施率(%)	100.0%	100.0%	97.4%	94.8%	100.0%

【あっせん】

令和2年度にあっせん申請があった 64 件のうち、紛争当事者双方が参加し、あっせんを実施した件数は37件で、その中で合意に至った件数は20件(54.1%)であった(第9表参照)。

なお、申請からあっせん終了までの処理期間について、2か月以内に終了した件数は、46件(71.9%)であった。

第9表 あっせん処理実績の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処 理 件 数	45	51	70	61	64
実 施 件 数	29	31	40	27	37
合 意 件 数	17	19	27	18	20
合意率(%)	58.6%	61.3%	67.5%	66.7%	54.1%
2か月以内終了件数	35	46	57	52	46
2か月以内終了率(%)	77.8%	90.2%	81.4%	85.2%	71.9%